

株式会社モリナガ 行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年4月1日～2024年3月31日
2. 内容

目標1：所定外労働時間の削減のために業務の専任化を引き続き推進し、合わせて業務のデジタル化を駆使し、定められた時間内での生産性を高める。

〔対策1〕

- 2021年4月1日～ 業務の専任化に係るヒアリング等を実施し、取り組んでいる専任化の進捗を確認する。
- 2021年6月1日～ マニュアルに基づく専任化業務の質を高める
- 2021年7月1日～ 専任化各業務をチーム化し、各チームの連携強化に取り組む。

〔対策2〕

- 2021年4月1日～ 引き続きデジタル化による生産性向上についての検討及び検証を行う
- 2021年5月1日～ デジタル化移行が遅れている部分についてのデジタル化を推進する
- 2022年4月1日～ デジタル化移行可能業務の完全実現を目指す。

目標2：年次有給休暇の取得の促進のために、年次有給休暇の3日連続（年間6日）を目指す。さらに可能な範囲で5日連続取得を実現できる環境を整備する。

〔対策1〕

- 2021年4月1日～ 年次有給休暇の取得状況の把握、従業員の取得実現へ向けてのヒアリング等を行う
- 2021年5月1日～ 取得実現へ向けて施策の検討を行う
- 2021年5月下旬 取得実現へ向けて管理者・従業員への意識付けを行う
- 2021年6月1日～ 取得実現へ向けて始動する

目標3：育児・介護休業法に基づく育児休業等（特に男性についても）、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を行う。

〔対策1〕

2021年4月1日～ オンラインを活用して研修・セミナーの機会を増やし、男女問わずまた管理者・従業員が共に、諸制度の理解を促進する場を設け周知徹底する。